

令和8年度事業計画及び収支予算について 事業計画

1 基本方針

令和7年版高齢社会白書によると総人口1億2,380万人に対して65歳以上人口は、3,624万人となり、高齢化率は、29.3%に達しています。75歳以上人口も2,078万人で総人口に占める割合は16.8%となり、65歳から74歳人口を上回る状況が続いており、人口減少、少子高齢化は、ますます進行しています。

令和3年4月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、就業機会の確保が努力義務として70歳まで延長されたこともあり、60歳から64歳までの就業率は74.3%、65歳から69歳までの就業率は53.6%に、また、70歳から74歳までの就業率も35.1%に増加し、75歳以上でも12.0%となっています。

我が国経済は、内閣府月例経済報告によると、基調判断としては、個人消費や設備投資は持ち直しの動きが見られ、景気は穏やかに回復しているとされていますが、先行きについては、今後の物価動向や米国の通商政策などの景気を下押しするリスクに留意する必要があるとしています。

さらに現状では、円安や物価上昇に加え、人出不足感の高まりやウクライナ情勢・イラン情勢の展開など、景気の動向は依然として不透明なままとなっています。

江別市シルバー人材センターは、平成24年から公益社団法人として活動を続けてきましたが、公益法人のため黒字化が認められず、金融機関から借入れをしながら厳しい経営を行ってきました。金利の上昇が見込まれる中、経営改革委員会からの提言に基づき、収支の黒字化に向けて、公益社団法人から一般社団法人へ移行する定款の変更を、今年6月の定時総会で行ってまいります。

シルバー事業は、地域に暮らす市民生活に密接に結びついています。元気な高齢者が地域社会を支えていく取組みを今後も進めてまいります。

シルバー人材センターを取り巻く環境は、令和5年10月から開始された消費税インボイス制度や依然として不透明な景気の動向など大変厳しい状況が続いていますが、会員、役職員が協力し、シルバー人材センター事業のより一層の充実に向けて最大限の努力をしてまいります。

2 事業目標

全国シルバー人材センター事業協会が策定した「新たな会員拡大に向けた指針」及び北海道シルバー人材センター連合会による第3次中期計画における「会員拡大目標数配分計画」を踏まえ、次の事業目標を定め、その達成に向けて取り組みます。

- | | | |
|-----------|----|--------------------------------|
| (1) 会 員 数 | | 1, 0 4 5 名以上 |
| (2) 就業実人員 | 請負 | 5 1 2 人以上 |
| | 派遣 | 1 4 3 人以上 |
| | 全体 | 6 0 9 人以上(請負・派遣の重複就業 4 6 人を除く) |
| (3) 就業延人日 | 請負 | 4 6, 2 9 2 人日以上 |
| | 派遣 | 1 2, 3 0 5 人日以上 |
| | 合計 | 5 8, 5 9 7 人日以上 |

3 事業実施計画

(1) 会員の増強

ア 会員の拡大

- ① 入会手続きのデジタル化及びホームページやチラシ等によりセンター事業の普及啓発を行い、会員増に努めます。
- ② 隣接の新篠津村との連携によりセンター事業の広域的な普及啓発を行い、会員増に努めます。
- ③ 北海道シルバー人材センター連合会と連携した体験就業事業を活用して会員増に努めます。
- ④ 会員の口コミによる入会を行います。
- ⑤ 女性会員の増加及び能力活用のために女性委員会を設置します。
- ⑥ 毎月第1水曜日にセンターで開催する入会説明会のほか、出前説明会を開催し、随時入会受付を行います。
- ⑦ (仮称)シルバーフレンドリーショップ制度(会員優待制度)の導入による会員拡大を検討します。

イ 社会奉仕活動の充実

- ① センター事業の普及啓発に向けて、社会奉仕活動を行う人材を確保し、J R 駅周辺及び公園等公共施設の環境美化などに取り組みます。
- ② 社会奉仕活動として市内高齢者に向けた講習会等の事業を実施します。
- ③ 社会奉仕活動を行う会員制度を積極的に周知し、入会促進を図ります。
- ④ 社会奉仕活動会員制度の活用により、ワンコインで地域の高齢者を支援する事

業に取り組みます

- ⑤ 地域の高齢者を支援する事業については、江別市と連携する中で進めます。

(2) 就業機会の拡大

ア 請負事業の確保

- ① 市内企業や公共団体を訪問して就業先の掘り起こしに努めます。
- ② 市の公園管理業務を指定管理者の下で昨年度に引き続き実施します。
- ③ 公共施設等の就業は、会員の交代又はローテーション就業により公平な就業機会の確保に努めます。
- ④ デジタル化によるＳＮＳの活用等により迅速な情報提供に努め、新たな就業先を紹介します。
- ⑤ シルバー通信の充実を図り、様々な情報を提供します。
- ⑥ 新たな事業の導入に向けて、多くの会員の意見を反映するための会員による事業提案制度の導入を検討します。

イ 派遣事業の拡大

- ① 市内民間企業等を訪問して、派遣事業の拡大に努めます。
- ② 全国シルバー人材センター事業協会及び北海道シルバー人材センター連合会と連携し、企業への派遣事業を進めます。
- ③ 人手不足分野を補うために、シルバー派遣事業をより一層拡大し、多様な就業機会の確保に努めます。
- ④ 同一労働同一賃金制度に対応した派遣事業を行います。

ウ 技術・接遇等の向上

- ① 会員の資質向上のため、道内シルバー人材センターへの視察研修を実施します。
- ② 就業や社会奉仕活動に必要な知識や技能の習得・向上を目指すため研修会や講習会を開催します。
- ③ 「親切・丁寧・いい仕事」をモットーに、センターの信頼を高められるよう接遇等の会員研修を行います。

(3) 安全就業及び適正就業の推進

ア 安全就業の徹底

- ① 産業医及び衛生管理者を置く安全衛生委員会により会員の健康管理や事故防止に努めます。

- ② 安全衛生委員会による 7 月と 11 月の安全パトロール強化や安全衛生研修会の実施により、安全意識の啓蒙と事故防止に努めます。
- ③ 安全標語の募集や安全宣言大会を開催するほか、常に安全旗を掲揚し、安全と事故防止のための諸行事への参加を促がし事故防止に努めます。
- ④ 安全保護具の着用と機械器具の点検整備を強化し、事故の未然防止に努めます。
- ⑤ 8 月に派遣会員への健康診断を実施するほか、一般会員に対して健康診断の受診を奨励します。
- ⑥ 江別市と連携したデジタル化事業により、会員の健康管理などスマートホンを活用した事業の試行を継続します。
- ⑦ 事故に備えて、「シルバー人材センター団体傷害保険・総合賠償責任保険」に継続加入します。

イ 適正就業の推進

- ① 受託事業については、国の適正就業ガイドラインに基づき請負契約が不適当なものについては、シルバー派遣事業に切り替えます。
- ② 企業等の発注者や会員に「適正就業ガイドライン」を活用してセンターの就業形態について周知し、理解を求めます。
- ③ シルバー人材センターは、法令を遵守し、高齢者に適した臨時的、短期的または軽易な就業を行うことが求められており、その社会的な責任を果たします。
- ④ フリーランス新法の施行に対応するため、引き続き新契約制度について検討を進めます。

(4) 運営基盤の強化

ア 組織体制の強化

- ① 派遣事業の契約業務や情報提供、研修業務、労務管理などの業務量の増加や令和 7 年 4 月に認定法が改正され新しい会計基準に伴う業務量が増加することから、デジタル化をより一層促進し職員の事務量の軽減を図ります。
- ② 理事会の活性化を図るため、理事のための研修を行います。
- ③ 各職域の後継者育成について検討します。
- ④ パソコンやタブレットなどデジタル化関連の情報機器整備や SNS の活用により事務の効率化に努めます。

イ 財政の健全化

- ① 請負事業や派遣事業の拡大により事務費や手数料を確保します。

- ② 会員の増強と派遣就業の拡大により国及び市からの補助金を確保します。
- ③ センター事業の趣旨に賛同する協賛会員の拡大に努めます。
- ④ 最低賃金の上昇及び消費税のインボイス制度に対応する見積基準単価や事務費の改正を行います。
- ⑤ 諸経費の節減を図り、効率的な執行に努めます。
- ⑥ 黒字化が認められない公益法人から一般法人への移行を進めます。

ウ 広報活動の強化

- ① 会員増強や受注拡大に向けて、新聞広告やチラシ配布を継続するほか、センターホームページの充実を図ります。
- ② 会員増強や受注拡大に向けて、市内スーパー等で街頭啓発活動に取り組みます。
- ③ 会員一人ひとりが会員増強と事業拡大のために、口コミによる広報活動への取り組みを進めます。

(5) 関係機関団体等との協力連携

江別市、厚生労働省、北海道労働局、北海道、全国シルバー人材センター事業協会、北海道シルバー人材センター連合会、道内外のシルバー人材センターと連携し、事業の円滑な運営に努める外、隣接自治体である新篠津村と協力してシルバー事業を推進します。